

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com

地裁判決 ここに注目！

- 午後7時から翌朝7時までの飛行差止を実現しよう！
- 環境基準70W地域原告の損害賠償を認めさせよう！
- 将来にわたる損害賠償を認めさせよう！

弁護団団長 関島 保雄 弁護士



私達は、静穏な環境で夕食と家族の団らんを過ごし、眠れる環境を確保するため、国に対し、午後7時から翌朝7時までの米軍機及び自衛隊機の飛行等の差止を求めています。最高裁判所は、米

軍機の差止請求は政府の規制権限が及ばない第三者の行為という理由で請求を棄却し、自衛隊機の差止請求は民事訴訟では不適法として却下してきました。今度の判決が、最高裁判所の誤った判決を踏襲するのか、原告らの真摯な要求に耳を傾け被害の根絶に繋がる判決となるかが注目されます。

賠償請求では、過去の裁判で賠償が認められたWECPNL75以上の範囲を拡大して、環境基準のWECPNL70地域の原告の賠償を認めるかが注目です。

最近の基地を巡る裁判では、賠償金額の大幅な引き上げが認められています。昨年11月の普天間基地騒音訴訟に続き今年2月の第三次嘉手納爆音訴訟判決は、横田基地の過去の判決の賠償基準の2倍を超える賠償金を認めました。今回の判決が賠償金額の大幅倍増を認めるかも注目です。

裁判所が、騒音被害者である原告らの被害救済に真摯に取り組む判決を出すことを期待して判決を迎えましょう。

10月11日(水)

午前10時30分判決言い渡し

判決傍聴 ご参加を

東京地裁立川支部101号大法廷

事前集会 9時30分開始

地裁入口で傍聴整理券を受け取り、事前集会に参加してください
配布時間は8:45~9:30です

報告集会

多摩弁護士会館へ移動して、判決報告と記者会見を行います

傍聴抽選発表が10時から行われ、傍聴券が交付されます。

傍聴できる方は地裁ロビーに入り、裁判所係員の指示に従い、傍聴席に着席します。それ以外の方は、裁判所敷地外の原告団待機場所で、判決結果の旗出しを待ちます。

当日午後からは、外務省・防衛省への要請行動を弁護団・原告団(約50名)で行います

連載 18回の弁論で私たちは国側の反論にどのように再反論したか

周辺対策

【弁護士 杉野 公彦】



第1 国側からの主張

国側は私たち原告の請求金額を減額させるため、周辺対策を実施している旨主張してきました。

具体的には、国は、「周辺対策」として住宅防音工事その他の施策（緑地帯の整備や各種助成金・交付金の支給、テレビ受信料の助成など）を実施しているため、損害額が減額されるべきと主張してきました。

第2 原告側の反論

1 音源対策をしていない国側の怠慢

これに対し私たちは、そもそも国は一番の周辺対策である「音源対策」を実施してこなかったこと、緑地帯を整備したり助成金・交付金を受け取っても騒音が減るわけではなく、騒音被害軽減にほとんど関係が無いこと、住宅防音工事(特に断りが無い限り「住宅防音工事」のこと)に関しても、その効果は期待できないことやむしろ弊害があることを根拠、国の反論は認められないと主張しました。

特に音源対策については、国側から「米軍の運行は規制できない」とか「騒音の規制に関する日米合意に基づいて規制している」などと主張してきましたので、米軍の運行に対する日本からの規制は当然可能であること、日米合意に基づく規制などは、実際には行われていないことを反論し、国側の怠慢を強く主張しました。

2 住宅防音工事に騒音軽減効果が無いこと

防音工事に関してはその実施により、実際に、慰謝料が減額されているため、私たちも特に力を入れて反論しました。具体的には、①防音工事に実質的な騒音軽減効果はないこと、②原告らは防音工事の効果を感じていないこと、③防音工事にはむしろ弊害があること、さらに④防音工事の実施によっても環境基準の達成の目途すら立たないこと、⑤国は防音工事のデータの管理もい加減であること、を主張しました。

3 ①防音工事に実質的な騒音軽減効果はないこと

国は、防音工事について、「仕方書」どおりに実施すれば防音効果を期待できると主張しました。

ただ、防音工事が実際に仕方書どおりになされているのかも分かりませんし、実施されて防音効果が期待できたのは国が指定したわずかな例だけで全体的には、国の立証がないので分かりません。そもそも、防音工事をしなくても家屋には元々音を遮る効果があるのに、それを無視して、防音工事により騒音が軽減したと主張することは不当です。

4 ②原告らは防音工事の効果を感じていないこと

結局ここが一番大事なのだらうと思いますが、防音工事をしたからといって、された側がこの効果を実感できていなければ意味がありません。実際、98%の防音工事実施世帯が防音工事の効果を実感できていません。効果を感じられない防音工事の実施によって損害金を減らされるわけにはいきません。

5 ③防音工事にはむしろ弊害があること

防音工事を実施したほぼ全世帯が、防音工事の実施により、閉めきった生活を強いられることになること、防音工事により、扉等の開閉が重くなること、携帯電話等の入りが悪くなること、工事後の国側のアフターフォローが悪いこと、など防音工事の実施によりむしろ弊害を被っていると主張しています。

国は、住宅防音工事によって精神的利益を享受できるなどと殊更に主張していますが、弊害も大きい防音工事によって、精神的利益を享受しているなどと主張する人はいません。

6 ④防音工事の実施によっても環境基準の達成の目途すら立たないこと

国は、住宅防音工事の実施により、屋内において航空機騒音に係る環境基準の改善目標が達成できるなどと主張しています。

しかしそもそも環境基準は、あくまで屋外における騒音に関し設定されたものです。仮に防音工事の実施によって屋内で環境基準の改善目標

が達成できたとしても、一日中屋内の防音室に閉じこもってのものであり、良い環境を屋内外で享受できることとは全く違います。結局国は、騒音被害を放置し続けたままなのです。

7 ⑤国は防音工事のデータの管理もいい加減であること

国側は防音工事の成果を声高に主張し、損害額が軽減されるべきと主張していますが、そういう国に対し、データの開示を求めても、極々限られたデータであっても数か月を要したり、その中に間違いがあったりなど、データ管理は

杜撰です。この杜撰さは国側の騒音被害対策のいい加減さに直結するのでしょうか。

第3 結語

国の主張する「周辺対策」は、騒音軽減とは無関係であったり、被害を実質的に軽減させるものではなく、「周辺対策」が損害の減額要素となりうる余地はありません。裁判所は横田基地を含む基地訴訟において、住宅防音工事を持って損害金の減額要素としていますが、本件で裁判所がどのような判断をするかが注目されます。

第五次厚木基地爆音訴訟 提訴

東京町田市にも厚木の爆音被害が!

去る7月22日(土)、神奈川県大和市の保健福祉センターで、『第5次厚木基地爆音訴訟原告団』の結団式が360人の参加で行われました。この結団式には私清水が参加しました。

厚木の第4次訴訟は、昨年12月8日最高裁で、地裁や高裁で認められてきた【自衛隊機の深夜早朝の飛行差し止め】【将来被害の賠償】などを不当に却下して終結しました。

今回の提訴は、こうした不当な最高裁判決を改めて世に問い、「憲法で保障された基本的人権を無視する軍事優先の流れを阻止」(大波修二団長)して、第4次訴訟の成果を引き継ぎながら、勝利判決を獲得することを目標に掲げています。

8月4日(金)横浜地裁へ提訴

横浜地方裁判所へ6000人を超える原告の訴状が地裁へ運び込まれ、5回目となる厚木基地の爆音訴訟が開始されました。この日の行動にも第2次新横田基地公害訴訟原告団から、私清水の他7名の原告が参加しました。

この秋には追加提訴も計画されていて、合計1万人の原告団を目指しているそうです。

厚木基地は神奈川県にあります。被害区域は、南は茅ヶ崎市の海岸沿いにまで到達しています。北側は何と町田市まで広がっています。今回の訴訟でも多くの町田市民が参加しています。東京都内には基地爆音訴訟に闘いを挑んでいる訴訟運動が3つもあることになります。

東京都は日本の首都であり、面積も香川県・大阪府に次いで3番目に小さい場所です。そこに巨大な外国軍の基地があり、その被害を起因として繰り返し裁判が提訴され国が負け続けているのです。気が付けば東京周辺の神奈川県・埼玉県・千葉県に軍事基地があるのは異常としか言いようがないと思います。

こうした状況の下で、私たちの運動の社会的影響は大きくならざるを得ません。今度の判決を機に気持ちをしっかりと持とうではありませんか。

【事務局長 清水 幸一】



第五次厚木基地爆音訴訟結団式



提訴報告集会で挨拶をする
第2次新横田基地訴訟原告団大野団長

英国 たより



弁護士 仲村渠 桃

昨年5月の出産後12月からロンドンで子育てをしておりましたが、この度帰国致しました。9月から娘の保育園も決まり、執務にも復帰致しました。

たった半年間の滞在でしたが、娘と共に色々な経験を積むことが出来ました。平日は基本的に近くの小学校内のBaby Stay and Playという児童館のような所に通っていたのですが、国籍はイギリス人はむしろ少数派で、フランス、スペイン、南アフリカ、ナイジェリア、モロッコ、シリア、インドなど、多国籍なメンバーが集い、おもちゃで自由に遊んだりメリーさんの羊やきらきら星など日本でもなじみ深い童謡をみんなで歌ったりして楽しみました。離乳食の開始時期や食べさせる物など、国によって違いがあることも新鮮でした（たとえば離乳食レシピとし

てフライドポテトやタンドリーチキンが紹介されていたり）。

滞在中にはウェストミンスターとマンチェスターで2度の大きなテロも経験し、イギリス社会の動揺を目の当たりにしました。上述の移民ママ友との話題にテロの話が上がったときに、ロンドンは物騒なことが多いね、と話すとき、そうかしら、まだ安全じゃない？（このとき話していたのはシリア人で、今考えると無神経な言い方だったかもしれませんが・・・）むしろTokyoはNorth Koreaにミサイルで狙われているってニュースになっているわよ、帰らない方がいいんじゃない、大丈夫？と心配されることもありました。実際、こちらのニュース番組でも思ったより大きく取り扱われていて驚いたことを覚えています。

話せばきりが無いほど、イギリスでの子育て生活は色々な刺激がありました。これが弁護士業にどのように生きるかはわかりませんが、復帰前以上に業務に邁進致しますのでよろしくお願い致します。

福島原発避難者訴訟の 公正判決を求める署名にご協力を！

2011年3月11日、東日本大震災が起きたとき、私は福島県相馬市にいました。IHI（旧石川島播磨重工）相馬工場に単身赴任をしていたためです。その日の夜には、福島原発から半径20km圏内の住民に対する避難命令が発令されました。その後の経緯については、不十分ながらも報道が行われてきたので、ご承知の方も多いと思います。

同年12月末日、私は42年間働いたIHIを定年退職しました。東京へ戻ってからは第2次新横田訴訟の準備に参加しました。

こうした経緯もあり、福島県の原発訴訟は他人ごとではなかったのです。今では「原発訴訟の勝利と横田訴訟の勝利は鎖の連環」と思っています。

皆さんにはこの気持ちにご理解をいただいて、署名へのご協力を切にお願いする次第です。

同封の返信用封筒を利用して、原告団事務所宛にお送りください。

【事務局長 清水 幸一】

沖縄の闘いを支援する集いで署名の訴え

9月3日、浦和の埼玉会館で開催された「沖縄の闘いを支援する講演と映画のつどい」で、公正判決を求める署名の訴えをしました。到着早々「訴えは2分間で」と言われ、山城博治氏の講演も映画もうわの空で「ナニをしゃべろうか」と考えていました。結局次の3つです。

1. 今日は皆さんが入場の際受け取った署名のお願いに伺いました。ご協力をお願いします。

2. 沖縄は遠く、辺野古や高江に行こうと思えば、飛行機を使っても日帰りにはできません。でも横田基地なら日帰りで米軍基地の現状を見ることができます。

3. 埼玉県でも入間基地の不当な拡張計画に反対する闘いがあります。こちらの支援もお願いします。

2分びったりでした。

その3日後から、続々と署名が送られてきて、遠い浦和まで行って来た苦勞が実りました。

【事務局長 清水 幸一】